



2022年2月28日

各位

会社名 株式会社リベルタ
代表者名 代表取締役社長 佐藤 透
(コード番号 4935 東証 JASDAQ)
問合せ先 取締役管理部部長 二田 俊作
(TEL. 03-5489-7661)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月28日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更について2022年3月28日開催予定の第26回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除すると共に、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

なお、本定款の一部変更は、定時株主総会において承認可決されることを条件として効力を生じるものといたします。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分)

変更前	変更後
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めると</u>	(削除)



変更前	変更後
<p data-bbox="240 322 778 450"><u>ころに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="480 510 560 544">(新設)</p> <p data-bbox="480 1037 560 1070">(新設)</p>	<p data-bbox="826 510 1066 544"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="810 562 1350 734"><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="810 752 1350 972"><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="810 1037 868 1070"><u>附則</u></p> <p data-bbox="826 1133 1289 1167"><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="810 1184 1350 1547"><u>1 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="810 1565 1350 1738"><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="810 1756 1350 1928"><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>



3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日：2022年3月28日（予定）

定款変更の効力発生日：2022年3月28日（予定）

以上